

金沢国税局金沢税務署の 申告相談・総合窓口業務の一時中断・再開について

【概要】

- 本日、3月25日（水）に金沢国税局金沢税務署に来署した方が、新型コロナウイルス感染症に感染していたことが判明しました。
- この方は、3月25日（水）午前9時45分頃～10時20分頃にかけて、税務手続のため、金沢税務署庁舎1階を訪れておりますが、庁舎3階にある確定申告会場は訪れておりません。

【金沢税務署における申告相談及び総合窓口業務の一時中断と再開について】

- 金沢税務署においては、毎日、確定申告会場及び総合窓口の消毒・清掃を実施しております。また、本日、感染者が来署されていたことが判明したことを受け、念のため、確定申告会場における申告相談及び総合窓口業務を一時中断し、この方と接触した職員に対し自宅待機を指示しました。
- その上で、保健所と相談の上、この方が来署した区画を中心に、改めて広範に消毒・清掃を行いました。
- なお、現時点において、発熱等の症状がある職員は業務に従事しておりません。
- 以上のように、確定申告会場での申告相談及び総合窓口業務を再開する準備が整いましたので、保健所と相談の上、本日4月2日（木）午後3時から、業務を再開します。

【お知らせ】

- 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年4月16日（木）まで延長されております。
- また、スマートフォン等によるe-Taxなど、確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるような環境整備に努めており、ぜひ活用いただくよう、国税庁ホームページ等において広く周知広報を行っております。